

ロシアにおける汚職*

—その歴史的背景と克服の可能性—

八木 英 矩

はじめに

近年急速な経済復興を実現したロシアは、中国、インド、ブラジルとともにいわゆるBRICs 諸国の一角を占め、日本を含む各国から新興市場として大きな注目を集めている。しかし、ロシア革命以来、約70年間、社会主義計画経済の下にあったロシアにとって、社会主義時代の負の遺産を断ち切ることはたやすいことではなく、いまだ多くの問題を抱えている。とりわけロシアに進出しようとする外国企業にとって大きな障害となるのが、ソ連時代から同国を覆う、公務員による汚職・腐敗の問題である。

とはいえ、ロシアの腐敗は、同時期に資本主義体制へと移行した他の旧社会主義国と比較しても著しいものである。すなわち、ロシアの腐敗の根深さには、社会主義体制であったということだけではなく、歴史的・文化的要因も影響していると推測される。

ロシア国民は、一般的に政治に関心を持っていないわけではないが、国民が何かを変えられるとは思わない傾向が強いという。のちに述べるように、帝政期から国家に虐げられ続けたロシア人の心理や行動様式には、国家に対して真っ向から戦うこととは別の方法で生き延びることを選択してきた歴史が刻まれている。すなわち、国家から自分たちの生活を守るために法秩序を強化するのではなく、法秩序をかいくぐる、あるいは無視するという方法である。メドベージェフの言う、ロシア人の「法的ニヒリズム」は、このような歴史的背景を持っているのである。

本論文では、まずロシアにおける汚職の現状と、それがもたらす問題を論じ、次に汚職の要因を歴史的観点から考察する。その上で、現在のメドベージェフ政権で進められている汚職対策の取り組みについて触れ、その意義と問題点を論じてみたい。なお、本稿は筆

* 社会科学総合学術院 堀内賢志助教・花光里香准教授の指導の下に作成された。

者が日本貿易振興機構（JETRO）のロシア担当者、およびロシアビジネスに携わった経験をもつビジネスパーソンに対して行ったインタビューの結果を参考にしている。

1. ロシアにおける汚職の現状とそれがもたらす問題

(1) 現状

まず、いかにロシアの腐敗状況が深刻であるかを確認したい。ベルリンに本拠を置く「Transparency International」は「腐敗認識指数」（Corruption Perceptions Index）を毎年発表しているが、ここでロシアは一貫して低い順位にある。2009年のデータでもロシアは180カ国中146位という順位であり、しかも東欧の旧社会主義諸国と比較してもかなり低い位置にある（Transparency International）。

また、メドベージェフ現大統領の命令でロシア各地の汚職状況を報告している世論基金（FOM）の中間報告によれば、ロシア人の29%が賄賂を支払ったことがあり、さらに44%が賄賂を求められたと考えている。とりわけ、モスクワが最も汚職の深刻な都市であり、56%の企業が賄賂を支払ったことがあるのだという。ロシアに進出する外国企業の多くは、モスクワやサンクトペテルブルクにその本拠を置くため、モスクワにおける汚職の状況は、こうした企業にとって深刻な問題である。

とりわけ深刻なのが警察の腐敗である。ロシア内務省の発表によれば、2009年の1年間で、警察官による刑法犯罪は5190件（前年比11%増）であり、警官が法令に違反した事案は約10万件（同17%増）、摘発された警察官らの収賄事件は約1万5000件であった⁽¹⁾。ロシアでは昨年現在、130万件以上の事件が未解決で、うち殺人（未遂を含む）は2000件以上を占めている。しかも、収賄や犯罪のでっちあげにとどまらず、警察官による殺人などの凶悪犯罪が頻発しており、警察の腐敗が市民社会に大きな影響をもたらしている。

(2) ビジネスに対する影響

こうした汚職の問題は、外国企業がロシアでビジネスを行う際、具体的にどのような問題をもたらしているのだろうか。上述のように、ロシアでは、本来であれば公平な基準に基づいて審査を行うために存在しているはずの公務員が、現実にはその立場を利用して、恐喝や袖の下の取引を持ちかけてくるのが日常的である。このようなインフォーマルなもの存在は、歴史的な背景から見ても政府、企業、市民とあらゆる側面にわたって浸透していると考えられる。筆者がインタビューを行ったJETROのロシア担当者によれば、JETROに照会や情報を求めてくる日系企業には大手企業が比較的多いという。その背景として、法律が頻繁に変更されることに加えて、その法律すらもまともに執行されるかど

うかが確かではないため、こうしたインフォーマルな部分に依拠しているロシア市場への参入は、大企業に比べて体力のない中小企業にとっては厳しすぎるということを挙げていた。また、ヤコブレフはロシアにおける企業調査の結果を紹介しているが、それによれば、小さな企業ほど汚職は深刻な問題となっている。「産業部門では小企業（労働者が200人まで）は汚職問題を非常に強く感じており、サービス産業の中小企業（労働者が150人までの規模）も同様である。サービス産業の中小企業にとって、汚職はビジネス発展の制限要因総ランキングで3、4番目に位置する」（ヤコブレフ）。

賄賂を払わなかった場合、具体的にどのようなことが起こるのだろうか。富山によれば、ロシアビジネスにおいて、監督機関と司法機関に対して賄賂を払わなければ、度重なる検査の対象になり、スムーズな業務運営に支障をきたしてしまう恐れがあるという。また、ある程度の賄賂を払えば大抵の問題は解決できてしまうことが、かえって汚職を蔓延させる要因となっており、とりわけロシアでは、KGB（ソ連国家保安委員会）の後継機関であるFSB（連邦保安局）の職員が、用心棒代金を請求したり、いやがらせを行わない代わりに賄賂を要求したりしているという（富山、2005年、154-155頁）。賄賂の力が強いロシアビジネスにおいては、企業が役人を雇って他の企業を陥れるということも行われている。ゴールドマンは、1990年代のロシアの資本主義化の過程で誕生した、資金を豊富に持つオリガルヒによる乗っ取りの方法について述べている。単純な方法として、オリガルヒから賄賂を受け取った地方政府当局が犯罪をでっち上げ、税務警察を送り込み口座の凍結を行う。それと同時に、債権者の一人に巨額の債権の支払いを要求させる。被害者側は口座が凍結されているため支払いができず倒産し、オリガルヒがその債権を買い取り、その議決権を握り乗っ取るというものである（ゴールドマン、2003年、69頁）。そもそもこうしたことは、国家機関が賄賂によって買収されなければ起こらないことである。ロシア市場に参入する外国企業にとって、このようなインフォーマルなビジネス状況は非常に対応しづらいものと考えられる。

2. 汚職の要因…歴史的観点から

(1) ロシアにおける汚職の要因

それでは、どのような要因が現在のロシアの汚職に影響しているのだろうか。塩原は、汚職やその他の腐敗を引き起こす要因を、以下のように分類している。①基礎的要因：制度的（政治・経済的）構造に関わる要因（経済制度・経済政策の不完全、政治的決定選択システムの不完全）、②組織的要因：法執行組織の不在に関わる要因（明確な法の不在、経済法の頻繁な変更、公務員給与の低さ）、③社会的要因：歴史的に形成されたシステム上の基準に関わる要因（腐敗に寛大な関係を形成する大衆文化）（塩原、2004年、339頁）。

本稿では、冒頭でも述べたように、歴史的背景、すなわち社会的要因に焦点を当て、なぜ腐敗に寛大な大衆文化が存在しているのかについて主に焦点を当てている。しかし、組織的要因と社会的要因は密接に結びついていると考えられる。すなわち、上記のような腐敗の背景には、ビジネスを規制する法律を含めた法律全般の持つ拘束力の形骸化という組織的要因がある。そして、こうした要因の背景には、強大な力を持った政府に押さえつけられることに慣れ過ぎた国民と、押さえつけることに慣れ過ぎた政府の関係という、社会的要因があると考えられるのである。

(2) 帝政期における法秩序の問題

ここでは、帝政期に立ち返ってロシア人と法との関わりを考察することによって、どのようにしてロシア社会全体に腐敗が広まる基礎が形成されていったのかを考察する。植原によれば、帝政期時代からソ連邦崩壊にいたるまで、法の存在は近代民主主義国家がもつその意味とはかけ離れたものであり、人々は国家の権力に対して抗う術を与えられなかった。国家基本法典 47 条では、「ロシア帝国は、専制権力より発する各種の法令という堅固な基礎によって統治される」と示されており、国家による専制的支配が行われていた。また、西ヨーロッパ諸国の封建制には、君主と家臣の間における互恵性が存在していたが、ロシアの封建制は、皇帝がすべての土地を所有し続けたことに加え、君主が家臣に対して一切の義務を負わないというものであり、人々は何の保護もないまま虐げられ続けた（ゴールドマン、2003 年、70 頁；植原、2001 年、140 頁）。

法によって守られなかったことで、ロシアの商人、農民は、法を信頼せず、順法精神を著しく欠くことになった。当時の商人は、親類や友人以外の他人に対する不信が強く、また商業において他人をだますことは、道徳的に批判されるべきことではなく、彼らは生き延びるために、詐欺、偽造、細工された物差しやはかりの使用などごまかしの技術に熟練していたと言う。また、帝政期において、正式な国家の法が適用されていたのは都市に限られており、その他の地域では、その地域ごとの共同体のインフォーマルな倫理やルールが採用されていた。そして、農民は、隣人や親類を欺くことは「不道徳」なことだと考えたが、政府の役人や地主をだますことは奨励に値するような道徳的行為だと考えていた。また、隣人から物を盗んだり、耕作地の境界を守らなかったり、あるいは共同体の森の木を許可なく切ってしまうことは不道徳なことであったが、地主の果樹園から果物をとったり、貴族や政府が持っている森の木を切ったり、あるいは、地主の土地を無断で耕作することは道徳上の非難にあたらないことであった。このように、農民も、内と外に対する二つの道徳観を持っていた（植原、2001 年、142-143 頁）。以上のように、商人と農民の道徳観は、国家に対して否定的なものであり、表向きは強大な力を持つ国家に対して従順であったが、実際にはインフォーマルな方法によってうまく生活を守ってきたといえる。こうし

た中では、ロシアの民衆において、法を遵守することによって公正な公共的秩序を守るという意識は、きわめて弱いものとならざるをえなかった。

ゴールドマンによれば、ロシアの歴史において、皇帝であれ、書記長であれ、大統領であれ、何かしらの問題が発生したときにとる行動は皆一様であり、それは規制を強めるということであった。1836年以降、ロシアでは、企業設立のためには皇帝からの特別の許可と、それに伴う皇帝の周りの官僚たちからのあらゆる認可が必要とされた。したがって、官僚たちは、厳しい法律の行使に手加減を加えることで私的な利益を挙げていたのである（ゴールドマン、2003年、82-84頁）。現代のロシアビジネスにおける問題である、複雑で厳しい規制が汚職をもたらすという構図は、この時代から始まっていたと考えられる。

(3) ソ連体制においてもたらされた順法精神の低さ

帝政期の段階においてすでに、国民の意識の中に政府に対する敵意のようなものが存在していたことがうかがえる。ソ連時代においても国民に対する政府の強権的な支配は続いた。とりわけ、1922年から1953年にかけてスターリンが行った支配は非常に厳しいものであった。1922年から1953年にかけてソビエト連邦共産党書記長を務めたスターリンは、1928年の第一次五カ年計画によって工業化による経済の急速な成長を促した一方、自身が国家の敵とみなした者に対しては不当な逮捕や処刑を行い、その結果、無実の人間も含め、多数の人間を虐殺した。他方、スターリンの死後、ブレジネフ期に移行してからは、一部の法は形骸化し、建前に過ぎなくなった。もともと国家、法に対する信頼を持っていない状態で遵守を強制されていた国民にとって、表面的にはルールを尊重し、現実には法を無視するという傾向は、一層進んでいった。以上のように、ソ連人にとって、法は、必要があって自ら定めたルールではなく、国家が自分たちを統制するために作り出した制約であった。実際、ソ連時代において法の独立性が低かったことから、人々はインフォーマルな方法によって生活を守らなければならなかった（楯原、2001年、139頁）。

ソ連時代に国家全土に浸透していた腐敗の中には、社会主義計画経済であるが故にもたらされたものが存在する。この計画経済においては、どこの企業が何をどれだけ生産するのかを政府が決定しており、それに合わせて資材の供給などが行われていた。しかし、政府が消費者のニーズや企業の生産能力を正確に把握していたわけではなく、しばしば需要と供給にずれが生じていた。そのずれを埋めていたのが、地下経済、第二経済などと呼ばれたインフォーマルな領域であり、それがマフィアなどの温床となっていた。また、どれだけ生産をしても国から与えられる見返りは同じであるため、労働者の労働意欲は湧かず、多くの企業が生産能力を実際よりも低く見せることで余分に資材を確保し、余った資材を横流しすることで一定以上の利益を得るといったことが行われていた。このため、頻繁に物不足が起こっていた（袴田、1962年、12頁、19頁）。当然ながらこれは違法であった

が、政府も社会主義計画経済が持つこのような問題点はある程度認識していたため、基本的には目をつむっていたのが実状であった。

(4) ロシアの官僚制と汚職

本項では、ロシアの官僚制と汚職との密接なつながりについて見てみたい。これも、歴史的に引き継がれている面が多々ある。西洋近代諸国の官僚制では、官僚の地位とより高い給与は、厳格な競争試験による採用と成績主義に基づく昇進とによって与えられるが、ソ連では、政治的な利害と行政側の事情がリンクしており、新人採用は、共産党官僚によって管理されたいわゆるノーマンクラツラ・システムを通じて行われ、そこでは実際にはしばしば個人的なコネクションが強く働いていた。このため、公務員の中には人材として洗練されておらず、実務能力を伴わない者も存在しており、コネなどを通じた不正な方法よりのし上がっていくことが日常的にあったと考えられる。こうしたソ連時代から受け継がれた公務員制度の名残は、今でも残っているといわれる（OECD, 2008年, 56頁）。ある専門家の見解によれば、ロシアで投資プロジェクトを実現させる際に重大な障害となることの一つは、土地の提供や、設立された企業のための水道、輸送、電気、下水といったインフラに関する十分な知識を、担当する官僚が持っていないことなのだという（ヤコブレフ）。

また、ソ連崩壊により、多くの国民と同様、公務員も国からの補償や給与が何か月も支払われなくなったことから、生活のため、汚職へのインセンティブが生まれた。また、ソ連時代の法の多くは、その執行権を実際に職務についている者の裁量に任せていたため、体制転換の時期、貴重な国家資産や大規模な資金の流れを管理していた公務員たちは、公務を私物化し、自己の収入を追求していった（OECD, 2008年, 56頁）。ゴールドマンによれば、社会主義から資本主義への移行を果たしたばかりであったロシアにとっての主な問題は、資本主義社会が当然備えているはずの市場の機能の欠如であった。その要因となっていたのは、今以上に十分な民法や商法も、また、銀行の制度、会計制度も存在しなかったことに加え、ロシア官僚の伝統的な干渉主義的態度が保持されていたことであった。たとえば、2001年まではほとんどの土地は政府に保有されており、政府が土地の賃貸料や売値を自由に決めることができたため、土地を購入したい者は政府と交渉をしなければならなかった。当然ここには、官僚たちの付け入る余地は十分あったのである（ゴールドマン, 2003年, 326-327頁）。

「公務員の汚職」は、このように社会主義時代から引き継がれ、資本主義経済への移行においてさらに増大した。こうした負の遺産は現在も根強く残っており、ロシア市場へ参入する外国企業にとって深刻な問題となっている。

3. ロシア政府による取り組み

(1) 政府の汚職対策

これまで述べてきたように、ロシアの腐敗の最大の要因は、政府それ自身である。ロシアでは、実に勤労者の三人に一人が国家の公務員だとされるが（『東京新聞』ウェブサイト版、2008年4月13日）、その公務員の給与は低く、モスクワにおける、公務員給与と比較した民間給与の水準は、トップマネジメントレベルで8～12倍、中間管理職及び重要専門職で5～8倍、専門職で1.5倍とされている。この給与の低さが汚職の撲滅がなされていない理由の一つだということは、広く認識されている（OECD、2008年、60頁、224頁）。警察官の平均月給は、地域により異なるが、300ドル（約二万七千円）から600ドルであり、こうした劣悪な待遇が汚職の温床となってきた。公務員の給与の低さと肥大化した組織構造にメスを入れる取り組みの必要性は、2000年にプーチンが大統領に就任した当初から強調されてきた。

プーチン政権時代においても、汚職の改善においてそれなりの改善はあった。たとえば、ロシアにおいて最も汚職にまみれた国家機関の一つである、税関に関する対策である。2004年1月1日に施行された関税法では、規則制定の明確さと透明性を向上させ、通関手続の効率を高め、より明確に税関当局の義務を定義することを目指した。以前の法律では、法律の不明確さが原因で、担当する税関検査官の裁量によって判断される部分が多々あり、それが汚職の機会を数多く生み出していたのである（OECD、2008年、69頁）。

2008年に当選を果たしたメドベージェフ大統領は、中小企業に対する支援、汚職の一掃、司法制度の改革を最優先課題として取り組むとの公約を、すでに選挙前に示していた。大統領就任直後の5月19日、メドベージェフは、汚職対策に関する法案に調印した。これに伴い、汚職対策特別機関が新設され、同機関の代表には、メドベージェフ自らが就任した。5月20日には、裁判制度関連法案の改正を審議する諮問機関設立に関する指示が出された。こうした取り組みの成果として、2009年度のメドベージェフによる大統領年次教書演説では、前半6カ月間だけで4500件以上の汚職事件が審理されており、有罪判決を受けた者のうち532名が国家権力機関・地方自治機関の代表者、700人以上が法執行機関の職員であったことが明らかにされた（メドベージェフ、2009年（B）、17頁）。また、メドベージェフは同演説に先駆けてウェブサイト上で発表した論文『ロシアよ、進め！』で、汚職撲滅に対する決意を以下のように述べている。「わが国民の基本的権利と自由が保護を必要としているように、民主主義は保護を必要としている。なによりもまず、横暴と不自由と不公正を生む汚職からの保護である。我々はそうした保護メカニズムの形成に着手したばかりである。その中心部分となるべきは裁判所である。我々は、裁判制度に関する新しい法律に従って活動し、現代的な法理解に立脚する現代的で効果的な裁判所を構

築しなければならない。また、何度も述べる機会があったように、我々の悲しい『伝統』となっている法と裁判の軽視から脱却しなければならない」(メドベージェフ, 2009年(A), 7頁)。

このような大統領の姿勢は弱まることはなく、2010年2月に、汚職が後を絶たないロシアで、メドベージェフ大統領が自らの指揮の下、内務省の大規模改革を進めると表明した。それに伴って、①2012年までをめぐりに内務省の人員を2割削減して職員の給料を上げる、②大統領府職員の数も現在の2万人から半減させるといった措置がとられ、これによって現在の汚職の撲滅とモラルの回復を目指すとしている。

(2) ロシア政府の汚職対策の問題点

司法の独立や、国家機関の透明性を高めるということは当然のことであるが、こうした政府による汚職対策には必然的に限界があるだろう。なぜなら、ロシアの政治エリートの77%はシラビキ(軍、警察、旧KGB、FSBの関連者)が占めており、当然のことながら国防省、内務省も旧KGB出身者が多くを占める(富山, 2005年, 155頁)。メドベージェフはシラビキとのつながりが薄いため、ロシアの腐敗に関わっていると言われていた彼らを統制するのは難しいだろう。その一方、プーチンはKGB出身であり、さらには1998年～1999年にFSB長官であったことからシラビキへの影響力は、メドベージェフに比べて強いと考えられる。しかし、プーチンも大統領就任当初から汚職の撲滅に挑んできたが、十分な結果を出すことはできなかった。したがって、プーチンの影響力も汚職を撲滅できるほどではないということである。

だとすれば、最終的にこの汚職撲滅プロジェクトの行方はロシアの国民と自身にかかっているのではないだろうか。なぜなら、官僚の腐敗によってもっとも苦しめられているのは、権力を持たない一般国民や中小企業であり、彼らこそがメドベージェフの取り組みを支援するもっとも有力な勢力となりうると考えられるからである。すなわち、今のロシアが本当に必要としているものは、帝政期時代からロシアの政府が行ってきた厳しい統制ではなく、国民が国の行っていることに対する監視の目を持ち、不正撲滅に対する強い世論を構築することである。

プーチン政権と同様、現在のロシアでも、政府が、権力の監視役であるべきメディアに対し規制を行っている。また、人権活動家や調査活動を行うジャーナリストが多く殺害されており、その件で逮捕された者の中にはFSBの職員も含まれている。すなわち、実質的な恐怖による言論の統制が行われていると考えられる。しかし、メドベージェフ政権下では最近、国家の統制下にあるテレビ局でも、政治的な風刺劇の放送が認められ、一部でメディアの自由化が進んでいるという。また、2月には国営テレビで、ロシア産業企業家同盟のアレクサンドル・ショーヒン会長が、ユーコス事件のホドルコフスキー逮捕に関す

る批判を行うなど、少しずつであるが、状況の改善が見られるようである（マシューズ、2009年）。政府も汚職対策に真剣な姿勢を見せている今こそ、国家に統制されてきた国民の歴史を塗り替えるべき時であろう。

おわりに

これまで述べてきたように、近年新しいビジネス市場として注目を集めるロシアは、社会主義計画経済から資本主義への移行がまだまだ十分ではなく、それに伴う国家の役割や法制度の形成は、途上段階であると言える。また、帝政期以来のロシア国民における国家や法律に対する信頼度の低さ、社会主義計画経済の下における大規模なインフォーマル経済の発達などの要因によって、国内すべてのアクターにおいて腐敗に対する寛大な文化が形成されており、それが問題の根源にあると考えられる。

現在のメドベージェフ政権が汚職撲滅に向けて動き出していると共に、国民もそれに賛成する世論を高めていかなければならない。その際に大きな役割を担うと考えられるのが、インターネットである。広大な土地を有するロシアにおいて、いつでも、どこでも連絡が取り合えるインターネットは、正義を訴える人たちに利用されている。昨年は、3名の現職の警察官と元警察官が、YouTubeに、大統領へ向けた警察官の腐敗の事実や待遇に関する不満を訴えた自作ビデオを投稿している。とりわけ、現職警官で、元麻薬取締課の幹部だったアレクセイ・ディモフスキー氏が投稿したビデオは、100万人以上の人々に見られており、国内で大きな波紋を生んだ（Bigg, 2009）。インターネットの発達は、権力によるメディアの統制を無効化し、国民による権力の監視を強化する手段となる可能性を秘めているのである。

現段階においてロシアのピープルパワーはまだまだ脆弱である。しかし、大統領が進める汚職対策においては、汚職の改善に従事している社会組織である「ロシア法律家協会」や、その他の社会団体、宗教活動団体を支援するといった措置が盛り込まれており、こうした団体の動きが活発になれば、その動きに呼応する市民も増えるだろう（津田、2008年）。

また、メドベージェフと国民を援護する世界各国の世論の力も非常に重要なアクターとなるだろう。各国にとっても、ビジネスチャンスを秘めたロシアの汚職問題や法の不安定さが改善されることは歓迎すべきことであり、汚職撲滅へのアプローチは深い意味を持っている。

そして、最後に鍵を握るのはプーチンであろう。彼は大統領就任当初から、世界に対してロシア市場を開いていく必要性を認めている。彼が本気でロシアの発展を考えているのであれば、メドベージェフがシラビキから圧力を受ける際にも、クッションとなってくれ

るだろう。筆者はそれを祈らずにはいられない。メドベージェフをはじめ、プーチン、国民、世界各国の世論の力が、いまだ蔓延するロシアの汚職の状況への危機感を背景に、腐敗撲滅に力を合わせることができれば、大幅な状況の改善が望めるだろう。

注

- (1) なお、私が話を聞いた、昨年までロシアに駐在をしていたビジネスパーソンによれば、警察官に車を止められて金銭を要求されることは日常茶飯事であるという。

引用文献

日本語文献

OECD 編著（平井文三訳）『ロシアの経済と行政：規律ある市場経済の創造をめざして』明石書店、2008年。

ゴールドマン、M. I.（鈴木博信訳）『強奪されたロシア経済』日本放送出版協会、2003年。

塩原俊彦『現代ロシアの経済構造』慶応義塾大学出版会、2004年。

津田憂子「反汚職国家計画」『外国の立法』No. 237-1、2008年10月。<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23701/02370107.pdf>.

富山栄子『わかりすぎるグローバルマーケティング・ロシアとビジネス』創成社、2005年。

榎原学「経済の犯罪化」中山弘正、榎原学、上垣彰、辻義昌『現代ロシア経済論』岩波書店、2001年。

袴田茂樹『ソ連・誤解を解く25の視角』中公新書、1962年。

マシューズ、O., マシューズ、A. 「脱プーチン流で春の気配」『Newsweek』（ウェブサイト版）2009年5月29日 <http://newsweekjapan.jp/stories/world/2009/05/post-162.php>（2010年3月25日アクセス）。

メドベージェフ、D. A. (A) 「メドベージェフ大統領論文『ロシアよ、進め!』（抜粋）（2009年9月10日）」『ロシア政策動向』No. 608、2009年9月25日、3-9頁。

メドベージェフ、D. A. (B) 「メドベージェフ・ロシア大統領の年次教書演説（2009年11月12日）」『ロシア政策動向』No. 614、2009年12月25日、1-22頁。

ヤコブレフ、A. 「Biz Russia：ロシアの汚職ビジネス側の視点」TMU コンサルティングウェブサイト <http://www.tmu.co.jp/feature/bizrussia01.html>（2010年3月24日アクセス）。

フジサンケイビジネスアイウェブサイト版 2008年10月2日『ロシアの汚職 過去8年で最悪水準』<http://www.business-i.jp/print/article/200810020004o.nwc>（2010年3月24日アクセス）。

産経新聞ウェブサイト版 2010年1月26日『露では警官＝刑法犯？ 昨年1年間で5千件超』<http://www.iza.ne.jp/news/newsarticle/world/europe/350428/>（2010年3月24日アクセス）。

英語文献

Bigg, C., "YouTube Police Videos Highlight Internet's Mounting Civic Role In Russia," *Radio Free Europe Radio Liberty: Features*, November 13, 2009, http://www.rferl.org/content/YouTube_Police_Videos_Highlight_Internets_Mounting_Civic_Role_In_Russia/1877745.html（2010年3月27日アクセス）。

Transparency International, *Corruption Perceptions Index 2009*, http://www.transparency.org/policy_research/surveys_indices/cpi/2009/cpi_2009_table（Accessed March 24, 2010）。